

令和6年第3回栗国村議会定例会

一般質問通告

令和6年6月12日

番 号	質問事項	質問者	質問の相手
1－1	村木（フクギ）の伐採について	照喜名 英雄	村長 経済課長 教育総務課長
1－2	土地購入の顛末について		村長
1－3	手摺の設置について		村長
1－4	村有地の異動について		村長
1－5	旧役場の処分について		村長
1－6	水産業振興について		村長
1－7	議員、特別職の給与条例改正について		村長
1－8	桜を育てる協議会を育てることについて		村長
2－1	安全標識について	小橋川 聡	村長
3－1	一般社団法人栗国村観光協会について	城間 成弘	村長

一般質問の通告（標規 6 2 ②）

令和 6 年 5 月 2 3 日

午後 2 時 受領

令和 6 年 5 月 2 3 日

栗国村議会議長 与那城義幸殿

栗国村議会議員

照喜名英雄

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1.村 木（フクギ）の伐採について	①栗国村字西教員住宅敷地内のフクギの木が伐採されている。 令和 6 年 3 月 8 日村民から村長へ苦情、意見の申し立て等々行われている。 この敷地は村民から譲渡により教員住宅を建設され敷地内には地主の栗国村の校歌の作詞者の記念碑が設置されている 教員住宅建設には関係者の皆様のご高配があり、その財産である樹齢二百年以上のフクギがある。 村有地や個人有地字西のフクギであっても村木指定の樹木の扱いが軽々に取り扱いされている、村有地、村財産の伐採したフクギの補償を栗国村は行うべきである。 また、樹木の取り扱いの知識の研修等々を通して村民にも周知させることを行うべきである。 1－1 伐採を行う経緯を説明を求めます。 1－2 この様な伐採を指示した者は誰か、村長は許可を与えていたのか伺う。 1－3 平成 1 1 年 6 月 1 4 日村木に選定された経緯は活かされていない、全く認識もされていない。 選定された規定の写しを求める。 伐採の手法や手入れのマニュアル作成をしていますか伺う。 村花テッポウユリ、村花木ソテツの選定理由等々栗国村役場は何ら重視もしておらず、島づくりにおいても何の役に立っていないと言っても過言ではない。	村長 経済課長 教育総務課長

一般質問の通告（標規62②）

令和6年5月23日

午後 2 時 受領

令和6年5月23日

栗国村議会議長 与那城義幸殿

栗国村議会議員

照喜名英雄

一般質問通告書

次の通り通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
2.土地購入の顛末について	①令和5年9月定例議会議案第36号一般会計2款総務費公有財産購入費土地購入費として3,511千円の予算はどのような成果を得られたのですか伺う。 「本議会、現時点の状況を説明を求める」 JAが使用している公民館の土地の地主の新聞記事が10月何日に掲載されている記事があると、後日写しを見せる話をしておりましたが、手元にあるなら配布してください。	村長
3.手摺の設置について	①身体機能不十分な方などからの、要望を申し上げます。役場玄関の手摺の設置を要望します。 ②車椅子の侵入口は設けられているいますが、雨天の場合には濡れてしまいます。 二段階の部分にも車椅子通路の設置を要望します。 ③車寄せに濡れないように屋根の設置を要望します。 以上、三点の答弁を求めます。 ④西寺角原墓地群の階段への手摺の設置を要望します。	村長

一般質問の通告（標規 6 2 ②）

令和 6 年 5 月 2 3 日

午後 2 時 受領

令和 6 年 5 月 2 3 日

栗国村議会議長 与那城義幸殿

栗国村議会議員
照喜名英雄

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
4.村有地の異動について	①令和 2 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 1 日までの（見込みを含む）分まで、 栗国村の所有権がある村有地の異動について伺う。 地方自治法第 9 6 条の議会の承認を必要としない面積要件、売買金額要件に係らない土地の異動を明らかにして公表してもらいたい。 村有地に組み入れた土地の所在地、地目、面積、異動年月日を公表してもらいたい。 村有地を売り下げた、（交換も含む。）土地の所在地、地目、面積、異動年月日を公表してもらいたい。 この質問で公表された土地の異動については村有地の異動として広報誌へ掲載して村民へ知らしめてもらいたい。	村長
5.旧役場の処分について	旧役場敷地の処分について伺う。 JA 側から敷地内の「みるく神」の謂れについて設計を行うことに支障がある旨の話を言われた村民から聞く、どの様な扱いを計画しているのか伺う。 以前に行ったアンケート等は何を意味するのか伺う。	村長
6.水産業振興について	①令和 5 年度の漁業組合の漁獲、水揚げ量を伺う。 ②栗国村漁業組合が受ける漁業補償金には栗国村の漁獲量を村長証明が添付されるのか伺う。 ③今後の振興をどの様に考えているのか、どの様な政策を行うのか伺う。 構成組合人の加入の促進など、また、数年度間に及ぶ法人として決算を含む事業報告などを公表する法人としての総会の開催が行われていないことに栗国村としてどの様に考えるのか伺う。 沖縄県など、関係機関に問い合わせ、相談を行ったか伺う。	村長

午後 2 時 受領

栗国村議会議長 与那城義幸殿

栗国村議会議員
照喜名英雄

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
7.議員、特別職の給与条例改正について	①令和6年5月2日に辞任した教育長の給料、期末手当の支給のあり方について、村民から多くの疑義があります。 辞任しても手当がある公務員の厚遇に村民は行政たる栗国村に落胆しております 議員、村長を含め、基準日前1か月以内に退職した場合も同様とする規定を撤廃しませんか伺う。 改正案として、 議員条例第5条3項を削除する 特別職条例第4条第3項を削除する 退職、辞職した者へは、支給しない旨の改正を求める。	村長
8.桜を育てる協議会を育てることについて	①栗国村郷友会有志から、桜を育てる旨の協力依頼がありますが、桜の花を咲かせて美しい島づくりを作ろうとの思いだと思います。島を思う有志の皆さんに村はどの様にこたえて行くのか伺う。	村長

午前 9 時 受領

栗国村議会議長 与那城義幸 殿

栗国村議会議員
城間 成弘

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1.一般社団法人栗国村観光協会について	令和6年度観光協会補助金 12,689 千円予算計上されているが内容について伺いたい。 ①補助金の交付目的、必要性について ②交付申請手続き、事業計画書、収支予算書の提出時期について ③令和5年度の実績報告書、収支決算書、貸借対照表の内容について ④繰越金はあるのか、ないのか。その理由について ⑤補助金がなくても事業が出来るか、又なければ事業が出来ないのか。その理由について ⑥補助金交付の評価は行っているか。 ⑦補助金の減額、休止など必要な対策は考えているか伺いたい。	村長